

第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画(ダイジェスト版)

令和7年度
鎌倉市教育委員会

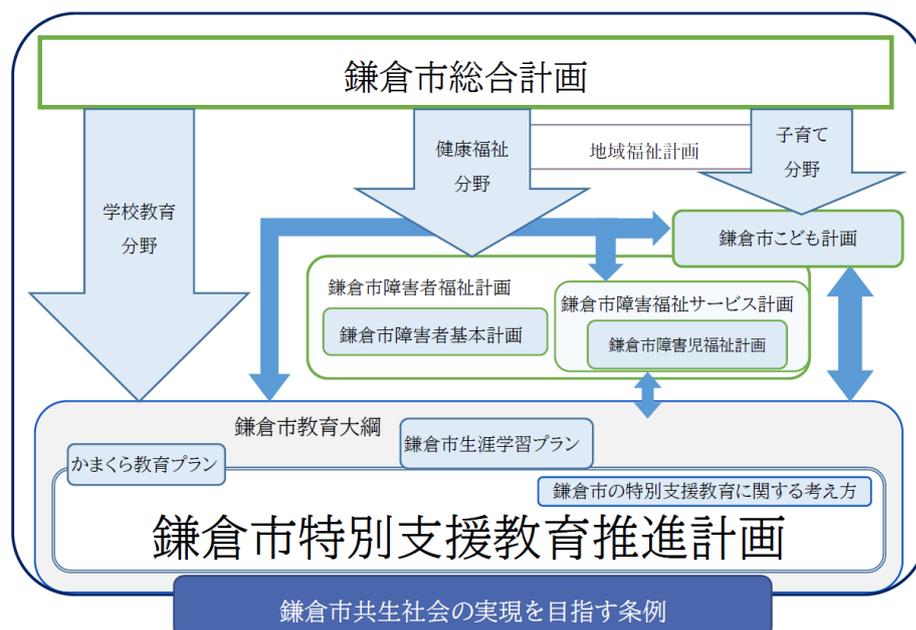
鎌倉市教育委員会では、特別な支援を必要とする児童生徒のニーズの多様化、地域連携体制の構築、切れ目ない支援体制の構築などの新たな課題に対応し、さらなるインクルーシブ教育環境の充実を進めていくため、平成31年3月「鎌倉市特別支援教育推進計画」を策定し、小・中学校における特別支援教育体制整備のための様々な取組を行ってきました。この度、令和元年度からの6年間の取組の検証を踏まえ、更なる推進を図るべく、令和7年(2025年)3月、「第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画」を策定しました。

1 計画の目的

- ① 「鎌倉市の特別支援教育の考え方」について、市民全体の理解の促進を図る。
- ② 市立小・中学校において、児童生徒が自己の能力を十分発揮できるよう、合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実と、関係機関との連携による切れ目ない支援が行える体制を確立する。
- ③ 児童生徒への理解を促進し、授業における指導内容・方法の充実を図る。

2 計画の位置づけ

鎌倉市特別支援教育推進計画は、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」と理念を同じくし、共生社会の実現を目指した支援教育の充実を図るものです。「鎌倉市教育大綱」、「かまくら教育プラン」、「鎌倉市生涯学習プラン」、「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」といった学校教育分野の各計画に基づき、「鎌倉市総合計画」とその健康福祉分野の個別計画である「鎌倉市障害者基本計画」、「鎌倉市障害福祉サービス計画」、子育て分野の「鎌倉市こども計画」等、他の計画との調和を図り、鎌倉市の特別支援教育に関する施策と目標、具体的な取組を明示します。



* 「かまくら教育プラン」「鎌倉市生涯学習プラン」は令和7年度中に「教育振興基本計画」として整理していく予定です

3 計画の期間と基本的な考え方

計画の期間は3年間とします。第Ⅲ期計画は、令和7年度から令和9年度とし、毎年取組を振り返り、課題を洗い出しながら取組を進めていきます。

【鎌倉市特別支援教育推進計画策定・実施計画】



また、鎌倉市特別支援教育推進計画は、次の点を考慮した計画となるよう策定されています。

- ① 鎌倉市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示します。
市(学校設置者)は、法律に基づき、支援の必要な児童生徒への教育の機会を保障し、一人ひとりのニーズに即した教育の場を整備しなければなりません。鎌倉市特別支援教育推進計画は鎌倉市として、学校として、特別支援教育を充実させるためのインクルーシブな環境整備に向けて何をすべきかを明確に位置付けます。
- ② 社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性をもった計画にします。
特別支援教育は、対象となる児童生徒数の変化や、社会や保護者のニーズだけでなく、福祉や医療も含めた制度や社会的な状況の変化を受けることが多くあります。そのため計画には、状況や時代の変化に伴うニーズの変化等に注意しながら、適宜必要な見直しが図られるよう柔軟性をもたせます。
- ③ 鎌倉市における他の計画等との整合性を図ります。
「鎌倉教育大綱」、「かまくら教育プラン」や、健康福祉分野の個別計画である「鎌倉市障害者福祉計画」等、関連する計画との整合性を図ります。

4 計画の基本目標

- (1)特別支援教育の構築
- (2)人材の育成
- (3)共生社会を目指した連携体制の構築

障害のあるなしに関らず、子どもたちの自立と社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指し、インクルーシブ教育を推進するとともに、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、ともに育つ」教育環境づくりを進めます。

また、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握して個に応じた適切な指導を行い、その持てる力を伸ばすことができるよう、すべての教員の指導力の向上を目指します。さらに、専門的知識を持った地域の人材の育成を充実させ、地域の特別支援への理解と支援の促進を目指します。

共生社会の第一歩である地域での学びを大切に、地域全体で子どもを支えることができるよう、連携体制を構築します。

5 具体的な計画と推進(3年間の取組)

| 基本目標 | 施策目標 | 具体的な取組 |
|--|-------------------------------|--|
| <p>1 特別支援教育の構築</p> <p>インクルーシブ教育の理念に基づいて、学校におけるインクルーシブ環境の整備、校内支援体制の構築等を更に充実させ、学ぶ環境の整備を進めていきます。 児童生徒が互いの多様性を理解し尊重できるよう、インクルーシブ理念についての教育を行います。</p> | 1 インクルーシブ教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進 ②児童生徒へのインクルーシブ教育の理解啓発 ③インクルーシブの視点に立った校内環境の整備 |
| | 2 多様な教育的ニーズへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ①教育相談コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制の構築 ②スクールアシスタント、学級介助員等、校内の人材を活用した支援体制の充実を目指した取組 ③学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制の活用 |
| | 3 個に応じた指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ①個に応じたカリキュラムの工夫 ②ICTの活用を含めた学習の個別最適化の促進 ③一人ひとりに適した教育課程の編成 |
| | 4 学びの場の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ①特別支援学級と通級指導教室の運営・指導の充実 ②教員の支援力向上 ③多様な学びの場について教職員の理解促進 |
| <p>2 人材の育成</p> <p>児童生徒を一番身近で支えている教員の育成を図るとともに、学校における指導体制を充実させます。</p> | 1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ①教育相談コーディネーターの資質向上 ②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修 ③多様な教育的ニーズに応えるための環境整備 ④スクールアシスタント、学級介助員等支援に関わる人材の支援力向上 |
| <p>3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築</p> <p>地域で共に学び、共に育つ教育環境づくりを目指し、縦のつながりと横のつながりを意識した連携体制の構築を進めます。</p> | 1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携) | ①幼稚園・認定こども園・保育所と学校との連続した支援の促進 |
| | 2 教育委員会と関係機関とのネットワークの構築(横の連携) | <ul style="list-style-type: none"> ①関係機関と小・中学校との連携の促進 ②地域のインクルーシブ教育への理解の促進 |

6 令和7年度の取組

| 番号 | 具体的な取組 | 取り組む主体 | | |
|-------|---|--------|--------|------|
| | | 学校 | 教育委員会 | 関係機関 |
| 1-1-① | ・インクルーシブ教育理念に関する研修の実施 ・学校訪問時におけるインクルーシブ教育理念についての周知 | | ○ | |
| 1-1-② | ・共生社会、インクルーシブの考え方に関する教育を児童生徒へ行うことによる、豊かな人権意識の醸成 | ○ | ○ | |
| 1-1-③ | ・インクルーシブ教育の視点に立った学校づくり、学級づくり、授業づくりの推進 | ○ | ○ | |
| 1-2-① | ・教育相談コーディネーター連絡会、児童生徒指導連携協議会における、支援体制づくりの情報共有 ・先進的な取組や好事例を全市的な取組へ展開 | ○ | ○ | |
| 1-2-② | ・児童生徒の様子を共有するための時間、休憩時間が確保できるような工夫 ・支援体制を充実させるための工夫についての情報共有の実施 | ○ | ○ | |
| 1-2-③ | ・多様な教育的ニーズに対応した相談体制と早期支援の実施 ・関係機関との積極的な連携 | ○ ○ | ○ ○ | ○ |
| 1-3-① | ・支援シートと個別の指導計画の活用 | ○ | ○ | |
| 1-3-② | ・ICT機器の活用による学習の個別最適化の促進 | ○ | ○ | |
| 1-3-③ | ・個に応じた交流の持ち方の検討を含めた教育課程の編成 | ○ | ○ | |
| 1-4-① | ・特別支援学級・通級指導教室運営検討委員会で課題を整理し、今後の環境整備や教育課程の充実に向けて方向性を定め、取組を開始 | ○ | ○ | |
| 1-4-② | ・教育相談コーディネーター連絡会や児童支援専任教諭・生徒指導担当教員連絡協議会等で通級指導教室や校内フリースペースでの指導や支援についての周知と、教職員全体の理解促進 ・通級指導教室や由比ガ浜中学校等に通う児童生徒についての引継ぎや支援の連携、その指導内容や支援についての理解促進 | ○ | ○ | |
| 2-1-① | ・教育相談コーディネーターの専門性を高める研修と連絡会の実施 | | ○ | |
| 2-1-② | ・学校のニーズに応じた専門的な研修の実施 ・鎌倉市の特別支援教育の現状について、学校訪問を活用した全教職員の理解促進 ・職や経験年数に応じた特別支援教育の推進力や指導力の向上を図る研修の実施 ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、児童生徒の支援や指導のスキルアップにつなげる | ○ | ○ | |
| 2-1-③ | ・特別支援学級担任の障害の種別や程度に応じた指導力を高める研修の実施 ・関係機関との連携による専門性の向上を図る研修への参加を推奨 ・視覚障害、聴覚障害のある児童生徒や医療的ケア児等、専門的な支援を要する児童生徒に適切に対応する支援の向上 | ○ | ○ | ○ |
| 2-1-④ | ・スクールアシスタント、学級介助員等の指導力・支援力を向上させる研修の実施 | | ○ | |
| 3-1-① | ・発達支援コーディネーター研修等を通して、学校の教育支援体制や就学相談について、幼稚園・認定こども園・保育所へのさらなる周知を進め、よりよい支援のための学びの場の選択や連続した支援の促進のための連携強化 ・発達支援コーディネーターと教育相談コーディネーターの連携の促進 | | ○ | ○ |
| 3-2-① | ・教育文化財部、他部局、関係機関とのネットワークと学校の教育相談コーディネーターの接続、切れ目ない支援 | ○ | ○ | ○ |
| 3-2-② | ・市民が参加できる公開講座の実施 ・かまくらっ子発達支援サポーターの育成と活用 ・インクルーシブ教育推進実践モデル校の地域での取組やCSでの取組を通して、地域や保護者の理解促進 | | ○ | ○ |